

日程第12 議案第43号 平成23年度加美町一般会計補正予算（第2号）

○議長（一條 光君） 日程第12、議案第43号平成23年度加美町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第43号平成23年度加美町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回既定予算に歳入歳出それぞれ1億8,558万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ125億6,526万6,000円とする補正予算と債務負担行為の追加、地方債の追加及び変更を行うものであります。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金として公共土木施設災害復旧費負担金866万9,000円の増、災害等廃棄物処理事業費補助金4,125万円の増、県支出金として緊急雇用創出事業臨時特例交付金5,242万8,000円の増、諸収入として並柳住宅の火災建物共済金838万1,000円の増、市町村振興協会災害対策支援金2,500万円の増、町債として公共土木施設災害復旧事業債430万円の増、災害廃棄物処理対策事業債4,120万円の増などであります。

歳出につきましては、民生費では災害等廃棄物処理事業750万円の増、損壊家屋等解体工事7,500万円の増、労働費では緊急雇用創出事業5,242万8,000円の増、農林水産業費では乳用雌牛導入促進事業390万円の増、土木費では並柳住宅火災復旧事業838万1,000円の増、民間住宅リフォーム助成事業1,000万円の増、木造住宅耐震診断耐震改修助成事業545万円の増、消防費では放射線線量計購入事業105万円の増、教育費では被災児童生徒就学支援事業137万7,000円の増、災害復旧費では町道災害復旧費1,300万円の増などのほか、予備費を減額するものであります。

なお、今回の補正予算には、東日本大震災により住宅に甚大な被害を受けた方の住宅再建を支援する施策として、損壊家屋等の解体撤去事業や住宅復興資金貸付金利子補給事業についても予算を計上いたしております。損壊家屋等の解体撤去作業につきましては、家屋等が全壊や半壊などの被害を受け建てかえが必要な場合、町がその住宅等を解体撤去するものであります。また、利子補給事業は住宅を新築購入、修理などのために金融機関から借り入れを行った場合、その利子を上限1%の範囲内で補給するものであり、利子補給の範囲は新築や購入については借入金1,400万円を限度とし、修理の場合は590万円を限度とし、いずれも利子償還額を5年間補給するものであります。よろしく御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。15番新田博志君。

○15番（新田博志君） 二、三点質問させていただきます。

最初に9ページ、歳出ですけれども、町有地整備工事とありますが、これはどこでどういう工事をするのか教えてください。

それから、10、11ページなのですが、ポスターの掲示場設置撤去委託料なのですが、要するに今までの予算95万7,000円をなくして、今度新たに208万7,000円とふえた額でなっているわけですが、これは補欠選挙の関係もあると思うのですけれども、普通に考えれば、要するに撤去費用の同じ場所に設置するわけですから、撤去費用の倍までかからないのかなと思うのですが、倍以上かかっているということは、勝手に推測すると町長用のやつが4番までで補欠用のやつが6番までかなと、ちょっと大きくなるのかなと、その辺の感じなのですが、その辺のことを推測が正しいかどうか教えてください。

それから12ページ、これは説明がありましたが、この損壊家屋なのですが、これはいいですね。

その次、では14ページですね、並柳住宅の火災の復旧工事なのですが、これは先ほどの話ですと保険は出ているようなのですが、これは失火ではなくて放火ですよ。その放火した者に対する損害金の請求というものはないのでしょうか。その辺について教えていただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 総務課長お答えいたします。

まず9ページの町有地整備事業185万円でございますが、宮崎地区の柳沢地区の町有地、崩壊の危険があるということで、下にはいろいろ墓地等も整備されているということで、今回擁壁等を30メートルほど整備するものでございます。

次、11ページのポスター掲示の関係でございます。これ委託料でございますが、前段に目が9ページ、町長選挙費から町長選挙費及び町議会議員補欠選挙費という形で目を廃止して新たに目を出すという感じで、全部落として全部足すと形に計上させていただきます。その理由は、同日選挙と、同時選挙という形で投票立会人等が区分できないという形でございます。その中で、ポスター掲示場でございますが、当初町長選挙の場合、190万7,000円計上していたものが今度は113万円ほど増加したということでございます。ですから倍まで取っているわけではなくて、当時190万円、ちょっとお待ちください。撤去費ですね、ほぼ倍なのですが、人数枠については、一応同じぐらいの枠を見込んでいますところ。通常4とか6とかという形でいく

のですけれども、そういう形で計上しているところです。人数等まだ見込みははっきりつきませんけれども、6名以内という形で別々につけると。場所は同じになります。107カ所になります。そういう形の予算計上でございます。

それから、並柳住宅関係、14ページ。これ、火災によるということで解体費、これすべて全国自治協会火災保険の対象になるということで、現在これについては本人に請求という形のところまでまだ話はしていないところです。警察との関係でございます。現在、解体して修繕をして、当然撤去をしてこれを修繕すると。その費用については自治協会の建物保険、そちらの方に該当させる。町の損失等について会計上はないと。本人に請求、それについては今後の検討になるかと思えます。以上です。

○議長（一條 光君） 15番新田博志君。

○15番（新田博志君） ちょっと質問の内容余り理解しておられないようですけれども、まずもってポスター掲示場の設置、撤去費用なのですが、要するに町長選挙だけだったやつが同じ大きさのやつがもう一つふえるのだったら倍までいかないだろうと、行く回数1回で済むのだから、かえって倍よりも安くなるだろうと。それが倍より高くなっているということは、どうということなのだかという話なのです。それをお聞きしたのです。

あと、それから並柳の住宅の話、要するにわかるんです、保険適用されるからと。だけれども、まずもって一つ目の疑問は、放火したままで保険適用になるのかどうか。放火ですから、放火したのまで保険適用になるのかどうか。それから、放火したのに本人に賠償請求しないのか、この2点なのです。そういうことお聞きしているので、ぜひそういうお答えをお願いします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） ポスター掲示場、ごらんとおり95万7,000円が208万7,000円、ほぼ倍なのですが、お聞きしたいことは倍でなくて輸送費、その他含めれば1.5倍とか1.6倍で終わらないのかという御質問になります。今、現在、ちょっと人数も不確定だということで、同時発注することは間違いないのですけれども、同じ業者に、一緒に見積もりを取るという形になりますけれども、今、こういう計上をさせていただいているということです。

それから、住宅の火災、これについては放火ということでございますが、保険の適用となるという形で係の方で調べているということです。ただ、請求、補償の関係、それはちょっと先ほど言ったようにすっかり刑がどういう形で確定するか、その辺先ほどお話ありましたように警察等と連絡を取って、それらの結果を見て対応したいという形で、今の段階でこうするとい

う形で、まだはっきり警察からも届いてませんが、それらをしっかり調べて、今後対応していきたいと思っています。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。10番一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 13ページ、住宅費の太陽光発電システム導入助成事業、当初の予算よりもオーバーして申し込みがあったために追加されるのかどうかということと、今年度どのくらい申請者があったかどうかお伺いします。

それから、14ページの放射線量計についてですけれども、きのうから10台購入するはわかっていますけれども、これは町民の方で自分のうちの屋敷とか畑とかを検査してほしいという要請があったとき、これは町として検査する考えがあるのかどうか、この2点まずお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 商工観光課長でございます。

太陽光発電システムにつきましては、23年度当初予算で320万円ほど計上させていただきまして、おおむね22件ぐらいの分を計上させていただきました。これにつきましては、平成22年度、昨年でございますけれども、4月から10月までの実績としまして27件で492万7,000円の実績でございます。昨年と比べまして、当初ではまずは20件程度ということで当初予算を組んだわけでございますけれども、今回3月の震災によりましてだとは思うのですけれども、かなりそういう太陽光に関することが町内の方々にも関心が広く高まっておりまして、4月から6月、今月の時点で23件で310万円ほどになっております。

実は昨年の状況を比べますと、今回は9月補正で何とか考えたいと当初では思っておりまして、そういう動向だろうなと思っていたわけなのですが、かなり関心が高くて応募が多分ことしの10月、11月までだとは思うのですけれども、この倍以上になるのではないかと思いますけれども、とりあえずご最大で14万円を20件ということで補正を組まさせていただいております。金額的には280万円ということで組まさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（早坂俊一君） 危機管理室長お答えいたします。

きのうの一般質問でもちょっと出ましたけれども、一応10台購入いたしまして、加美町役場、小野田支所、宮崎支所、あと教育委員会という格好で測定いたしますけれども、やはり高さ、風向き、いろいろありますので、今のところ学校の場所、あと公共的な場所をまず検査してか

らということで、そののところは今のところ何とも言えませんので、検討させていただきたいということだけです。以上です。

○議長（一條 光君） よろしいですか。そのほか質疑ございましたら。4番三浦又英君。

○4番（三浦又英君） 4番三浦。

1点お聞きします。

12ページの緊急雇用創出事業5,242万8,000円ということで、これまるつきり補助金であります。これにつきましては、新たに事業によって雇用をするのか、その雇用時期、期間について。さらに、今回震災で被災された方がおるわけですけれども、きのう近藤議員も質問していますが、避難された方を雇用する予定があるのか、加えて被災を受けた方を重点に雇用するのか。あとは各項目ごとにそれぞれ臨時の事務関係から幼稚園の教諭の関係までありますが、この辺のもし雇用する数、臨時職員の人数が時給か日給かと思いますが、その辺についてももし資料ございましたら御説明いただきます。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 商工観光課長でございます。

今回の補正につきましては、国の一時補正ということで、震災関連予算ということで補正されております。これは、全国的に震災によりまして雇用は失業者がふえるということで対応されたものでございまして、その中でも青森県・岩手県・宮城県・福島県、それから茨城県・栃木県・千葉県・新潟県、それから長野県の一部の地域につきましては、全県民が対象となるということでございます。地震にあわれて失業したという観点から、例えば宮城県ですと宮城県の方々、どんな理由で失業されてもこれは震災関連ということで適用できるという対応となっております。加美町では直接雇用、町の臨時職員でございますが、それにつきまして3,643万3,000円の予算を計上しまして、人数的に31名を予定しております。また、委託事業といたしまして、介護雇用プログラムというのがありますが、これにつきましては介護、今、している業者さん方々、今7社ほどおられますけれども、こちらからも要望がありまして、8名を予定しております。この介護雇用プログラムといいますのは、雇用している期間の間で介護の免許を取得していただいて、その雇用期間が終わってもその免許によりまして次の雇用に活用できるというようなことでいただくということでございます。

それで、避難者、被災者の関係でございますけれども、これにつけて、今現在避難所と申しますか、交流センターにおきまして調理業務をなさっておられる方々、南三陸町から来た方々でございますけれども、やはり10名ほど調理業務をしておられるわけでございますけれども、

その方々につきましても対応できるということでございます。あと、もう一つ、災害復旧の村
団員ということで、福祉課の方に窓口を設けておりますけれども、その2名の方々も対応でき
るということございまして、あと特に交流センターに今避難されている方々の中で、深刻に
雇用を求めているという方々は余りおりませんが、その交流センターから出て町内のア
パートに住むと、もう住んでおられる方々もおるのですけれども、その方々の方が雇用を求め
ているという状況にありまして、商工観光課の方にも四、五名の方々相談に来ております。そ
ういう状況から、直接雇用につきましては保育士、それから保育補助等々が主なもので、7月
1日から雇用される予定の事業が保育士、それから保育補助関係でございますので、今、そ
ういう方々にも声がけをしまして、希望があれば面接を受けてくださいということでも声がけをし
ておる状況でございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 4番三浦又英君。（「済みません、時給のこと」の声あり）引き続き答
弁を求めます。

○商工観光課長（日野俊児君） 済みません。あと時給幾らかということございまして、これ
につきましては町の臨時職員の単価にほぼなっておりますが、720円から750円程度だとい
うことでございます。

○議長（一條 光君） 4番三浦又英君。

○4番（三浦又英君） 雇用につきましては7月1日からということですが、終わりは多分3月
31日だと思うのですが、それでその雇用に当たりましては、全県民を対象とするということ
で説明いただきましたが、そうしますとなれば、あえて被災を受けた方々がとか、失業された
方々が最優先的に雇用するということと理解していいのか、いやそれは関係ないのだよと、あ
くまで全県民が対象だよということとされるのか、加えまして、この7月1日から雇用する
ということなのですが、その周知につきましては多分今回の議会、予算計上審議終わりました
ということになると思うのですが、その後で募集をかけるということと理解してよろしいの
でしょうか。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 交流センターへ避難してきている方々、それから町内に避難さ
れている方々が優先するのかどうかということございまして、宮城県関係、東北関係です
けれども、いずれの失業者もこの事業に対象となるということございまして、採用に当たり
ましては面接等を経まして行いたいということございまして、避難者が最優先だとい
うことには一応ならないということございまして、

あと周知方法でございますが、7月1日からということございまして、予算が成立する前でございますが、6月10日の区長配布で皆様にお知らせをしております。それで、期限につきましては一応きょうまでの募集ということで、来週に面接をしまして決定したいという流れでございます。

○議長（一條 光君） そのほか。16番、伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 16番。

先ほどの10番議員とちょっと重複かもしれません。

線量計に関してちょっと基本的な町側の考え方というか、それはきのうの一般質問、7名中6名のあらゆる観点からの質問に対する答えで、概略は理解できました。

今回、ここにまた補正でもって線量計10台、それを配備するというので105万円、基本的に線量計を配備するという考え方、一般的に考えればだれでもわかることなのですが、それを使用することでどのような実効効果を期待して配備するのか、基本的な考え方をまずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（早坂俊一君） きのう答弁いたしましたように、やはり県でも放射能というのを心配している格好で、住民がやはり安心していただくためには、学校と官公庁、どのぐらいの放射能があるかということを調査して住民に知らせるのが一番だと考えて設定することにしました。以上です。

○議長（一條 光君） 16番、伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） ということはだれでも考えるし、そうだろうと思います。それで、小学校とか、ある程度年配の方といったら大変失礼なのですがけれども、放射線を今までレントゲンなり何なりいっぱい浴びてますので、今さらどうだということはないのでありますけれども、とにかく子供たちに対して放射線を極力遮断するというか、こっち降っているのだったらそれをとめるということで、何とか対応したいということなのでしょうけれども、きのうの町長の答弁で場所とか置き方とか、その時間とか何かによっても非常に出る数値が違ってくるし、アルファ線、ベータ線、ガンマ線等々専門的なそういう確かな情報を取るためにはなかなか難しいものがあるというような基本的見解は理解できました。が、しかし、教育長の答弁では中学校単位、二区でしたか、そこに何個、何個置いて、あとはそうやって分けてというかただ置く、温度計と違うと言いながら、非常に難しいその線量計の取り扱いに関して見解が統一されていないのではないかという印象を持ったわけです。それで、県の講習会等にも職員を出して勉強し

てくる、なおかつ勉強してきた人が今度住民が心配なときにそれを貸し出すと、どうするのだという質問に対しても、回答がありましたけれども、非常にそこら辺が曖昧というか、きちっとした、もうちょっと全部がみんな一緒に持つ、果たして10万円の機械がいいのか、今、五、六万円とか四、五万円で売ってますね、メイドインチャイナだの何だの、そういうのは余り精度がよくないのでということで、非常に精度のいいものを選定をしたのでありましようけれども、そこら辺の共通の認識というか概念をきちっと一本にして、これこれこうだから、それで小学校にはこう、中学校にはこう、民間に貸すのだったらこう、先生方はこうするみたいな、そういった考え方の一本化というか、何かちょっときのう伝わってこなかったもので、あえてここでもう一回どうするというようなことをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 総務課長お答えさせていただきたいと思います。

まず、線量計ですね、きのうからいろいろ問題になりましてけれども、これはやはり子供たちの安全、健康、情報を知りたいということこたえていくという形で、先ほど来、答弁があったと思います。ただ、何分にも、まだ県の取り扱い説明、これらについても、実は今月末28日なのです、1台お貸しすると。

実は、一番基本となるどういう場所で定点測量するのか、だれがどういう形でやるかということ事前にそれをきちんと決めるということが一番大事だったわけですが、実はこの説明会で取り扱い内容等整理してから次回の対策本部できちっと整備をしていきたいと。要するにどういう機械なのかちょっと内容がわからないうち、どういうものが必要がどの場所かいいか、いずれにしても学校を中心に設置することについては決めてますけれども、それらを早急に決めていきたいという形で、これについてはきちんとして、一番の問題は住民にどういう周知を図るか、これをきちんと本部に図って決めていくという形。その知識、取り扱いの内容、要するにどのぐらい測定するのに時間がかかるものか、一日その機械で1カ所ないしは3カ所ぐらい測定ができるのかというようなことも含めて、まだ大変申しわけないですけども、まだ知識のない部分があるので、そういう答弁の中にきたという感じです。

ちなみに、国も県も町も行政を預るものとして、住民の安全を守っていくわけですけども、その辺のところも町はここでお願いしたいとか、貸し出しするとか、国・県の役割分担等もきちっと整理をしながらそれをしないと、風評被害なり変な、反対に混乱を招くおそれもあるので十分に検討してこれを有効に活用していきたいと思いますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。6番、木村哲夫君。

○6班（木村哲夫君） まず、7ページの諸収入の中に災害対策支援金2,500万円、これは宮城県市町村振興協会から入ったものだと認識しておりますが、これはあくまで災害対策として使うようにという予算だと思います。それで、収入の明細の方を見ますと、6ページの中の一般財源の合計で2,500万円ということで、一時的にということで一般財源化して使うということなのだと思うのですが、実際に2,500万円のうち災害対策支援金にふさわしいというか、報告に値する事業はどのくらい入っているのか1点。

二つ目は、同じく7ページの町有地建物等共済金ということで、先ほど質問ありましたが、火災保険等、これはどのぐらいずつ支払っている保険なのか。

そして3点目が、12ページの災害救助費の関係なのですが、災害等廃棄物処理委託料750万円、それとその下の損害家屋解体工事7,500万円、これはどういう内容というか内訳でこの計上した金額なのか、その3点お願いします。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

御質問の災害対策支援金でございますけれども、この歳出のところの一般財源、財源内訳ちょうど2,500万円ということで、この2,500万円ではないかということなのですが、予備費からも1,700万円ほど補正してますから、実際のところは4,000万円を越す一般財源化ということになりますけれども、この災害対策の支援金は、今御質問、木村議員のおっしゃるとおり財団法人全国市町村振興協会並びに宮城県の財団法人自治宝くじの収益金によって基金を造成しているわけですが、基金の中から今回災害救助法の適用となった市町村に対して2,500万円を基準として交付されているというものでございます。

死者や全壊家屋の規模が100件以上であれば、さらにそれにプラス2,000万円という形で100件ごとにこの2,500万円を基準にして2,000万円ずつふえていくと。上限は1億円ということになっているのですが、本町にはこの2,500万円が交付されたというものでございます。この交付金の目的でございますが、おっしゃるように被災地の復旧及び復興に寄与することを目的とするというものでございますので、本町におきましてもこの趣旨に沿った事業に充当するということを考えております。ただ、きのう一般質問で御質問が尾形議員からありましたけれども、この災害復旧に係るさまざまな国の補助について確定しておりません。その割合が2分の1ということもありますし、まだ全く確定していないのもありますので、それらにつきましては、現在は一般財源で対応している形になっております。ですから、今回のこの支援金についても

一般財源として扱っているような形になっております。この国からの補助が確定すれば、どのところにどの補助が何割という形になって、そこの事業の、いわゆる一般財源として必要となってくるところにこの災害支援金を、災害に当たる事業に持ってくるという形で最終的にはその補助によって予算を組み替えを行って、明確にしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 全国自治協会の建物保険の概要ということでございます。ちなみに、23年度、本年度の予算で建物災害保険1,798万7,000円計上しております。この基準は、共済責任額に分担金基準という形で掛けます。要するに、共済責任額と再建築価格をもとに算出して、それに基準額を掛けていくという形になりまして、普通、改修なり建物になった場合には、全額補てんとなります。ただ、災害によって面積がございまして、暴風雨、これは50%という既定がございまして。ただあと免責事項で残念ながら地震とか津波、あと戦乱等、それらについて対象にならない、保険金の対象に、ただ保険金としては下りてきませんけれども見舞金として交付されるという制度でございまして。この中から。見舞金の額につきましては、大体その損害開始額の15%が目安になると。ただしそれも上限がございまして、翌年交付されるのですが、その全国自治協会の積立基金、その範囲内で支給すると、5%を上限とすると。積立基金の5%が上限であると。それが被害額で全部割られて交付されるということなので、余り今回金額もまだ想定できませんけれども、このぐらい大規模ですとどのぐらいの見舞金が入るかというのは、全く今のところ想定つかないという状況でございまして。一応保険の関係。

それから、災害の廃棄物処理の関係、その関係の概要だけ、ちょっと私の方から御説明させていただきます。

きのうも出ましたけれども、財政の支援として東日本大震災に対処するための特別の財政援助、助成に関する法律というのが、これが5月に出ているのです。要するに東日本大震災でこういう支援をしますよという形。それに今回このごみの災害廃棄物処理対策事業、これが支援の対象になったということでございます。それらの区域、きのう出ました対象市町村、特定市町村4カ所、それらも含めて区域全部に交付されるという形です。その中で、従来でしたら瓦れきとして災害救助法の中で障害物除去、津波何かと一緒に流された物に対して、市町村が発注したものに対して助成する。ただ、本来障害物でないものについては、所有者が解体をします。ただ、その補助金の要項の中でその運搬なり集積に応じて町が処理するものについては交付対象にしますよと。それは従来と同じです。それに、今回この財政支援でプラスになったの

は、解体までみますという形で、ここ6月に急遽各町でこれを検討し始まったという経過でございますので、加美町としてもこれらの住居あるいは賃貸住宅、あるいは事業所等で半壊以上、これらの想定なったものについて対象にするよう今回予算計上させてもらえばという感じなので、経過は下りてきた中での経過ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（一條 光君） 6番、木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） その解体についてもうちちょっと詳しくお伺ひします。

7,500万円ということで、大体今の産廃の単価でいくと全壊の住宅が7、半壊が3、非住宅の全壊が12、半壊が10ということで、加美町の32戸、7,500万円を割ると約1戸当たり70坪ぐらいかなと試算したのですが、1件当たり70坪でこの金額でこのぐらいというふうに見積もった思っってよろしいのでしょうか。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（畠山和幸君） 町民課長お答えします。

一応、本町におきまして家屋の被害につきましては資料の3ページにもございますけれども、全壊8、大規模半壊2、半壊が12ということで合わせて22の対象家屋となります。それで、一応平均的な単価に平均的な坪数を掛けて、22ということでございますけれども、半壊以下のものから切りかわって半壊以上のものになる場合もありますので、一応25件を積算の基礎とさせていただきます。

○議長（一條 光君） 坪数70で見たとしいのかという質問だったのですが、これに対しては。

○町民課長（畠山和幸君） 一応、私の方の積算といたしましては、平均60坪の計算で算定させていただきますということで積み上げてまいりました。

○議長（一條 光君） 6番、木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 今、ちょっと手元に資料があれなのですが、当初、前から説明されていた戸数とか件数で私は32戸と見たのですが、それは非住宅も含めて先ほど22戸という話ですが、入ってでしょうか。それとも住宅だけに限るのでしょうか。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（畠山和幸君） 町民課長お答えします。

一応一般住宅ということで、居住している半壊以上の被災家屋ということになります。ですから、全壊が8棟、大規模半壊2棟、半壊が12ということで22棟を計上させていただきます。

○議長（一條 光君） 特別にもう一回。

○6番（木村哲夫君） 申しわけありません。

よく商店の方とか事業をやっている方で、確かに住宅は今回いろいろ罹災証明なり何なりでいいのですが、本来事業所だったり商店だったりもかなりの打撃があるというところに対して、解体を見てもらうとか、何か配慮、そういったことはできないものなのかなという声が大いなのですが、最後質問お願いします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 今、検討している内容で御説明させていただきます。施行しているということしてませんので、本部会議等にも諮っているという形で、まず個人のあくまでも住宅と、物置それらを含まない、半壊以上の個人の住宅が一つです。あと、多分余り該当ないかと思えますけれども、賃貸アパート、それらのアパート等でそういうのがあった場合も対象にするという形。それから事業所、先ほどお話ししました中小企業基本法第2条に規定する、これはほかの例を参考にしたのでございますが、それらについて店舗、例えば何十人以下という形になってますので、例えば失礼ですけれども豆腐屋さんなり製造業なり、そういう店舗類も事業所としてみますよと。この3点。ですから、事業所というのは中小企業基本法第2条に規定する中小企業者というかたちで、これらの半壊以上の被災で解体した場合に対象にしますという形です。あくまでも住居、それと事業所として営業活動をやっている中小企業の該当する方に対して解体費を町で発注したものに対して対象として補助金を受けて交付税措置をうけていきますよと。ただ、もう一つだけつけ加えさせていただきますと、若干遡及して構わないということですので、既に解体終わったというものにつきましては、町と改めて契約をし直すような対処をとって、限りなく対象者全員を救済できるような形で協議を尽くしていきたいと思えます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございましたら。1番下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） 1番。

13ページにあります補助金、乳用雌牛導入促進事業費390万円なのでございますけれども、このことについて御説明いただきたいと思えます。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 農林課長お答えします。

これは今回の震災で、いわゆる一般住宅とかも被災してますけれども、いわゆる乳用牛が非常に事故が発生しているということです。特に停電にもなりましたので、いわゆる牛乳の生産する工場、それらがあと集乳の運搬車両が燃料不足で動かなかつたり、それでもって酪農家の

皆さんは原乳を絞っても、いわゆる農地等に処分をしていたと。あるいは、今度えさ不足になりまして、絞っても、牛の状態もだんだん悪くなってきたと、そういうことで非常に環境が悪くなって家畜が、死廃の事故まで出てました。乳量も、その後えさの問題いろいろありまして、なかなか回復しない。当時の状況を見ますと生産量が大体極端な話8割から5割ぐらいまで落ちてきている。そして、今なおその回復がしないということです。そのために、いわゆる今後の生産のために、新しく乳用牛を導入する、初妊牛です。これを導入する方に対して1頭当たり金額的には3万円ですけれども、今回390万円を予算化させていただいたということです。

あと、一応導入先なのですが、北海道というふうに限定した部分があります。その理由ですけれども、北海道は牛の数も多いわけですから、いわゆる牛群の検定を実施されている割合が全国的に見れば非常に高い。7割ぐらいがそういうふうに改良に取り組んでいるところもありますし、あと市場の開催数も多い、東北地方等は被災しているということからすれば、そちらから導入するのが一番よろしいのかということで提示をさせていただいたところなんです。以上です。

○議長（一條 光君） 1番下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） 1番。

今度の震災によりまして、まずは停電ということで、2日ぶりに絞ったとかそういったことがありましたし、それから絞っても加工施設が壊滅状態となったところで、いわゆる買い取りができないということで、それともう一つはえさの生産工場、沿岸部の方にありますし、特に農協系列などは大きな被害を被って、えさの確保を別なところに求めてもえさのない町があったりして、かなり大きな被害が出ております。大体、全体でこの酪農を中心としてどのくらいの被害額になっていると積算しておりますか。お示ししていただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 個別に積算したものは持ってはいないのですが、これは4月16日に日本農業新聞の第一面で宮城県の状況を取り上げられた記事がございました。それで申し上げますと、大体10日分でいわゆる酪農専門の農業協同組合ですけれども、一つの組合当たりで皆さん大体180戸ある、90個ぐらいの組合は1億以上をその9日間で、12日間ですかね、それで1億以上の損害として見ている。12日間で1億ぐらいと見ているとことですから、それが全体、町で直せば、ちょっと数字想像つかないのですが、それから推測すれば相当の金額になるのかなと思っています。以上です。

○議長（一條 光君） 1番下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） 1番。

こういった機会ですので、ちょっとお聞きしたいのですけれども、いわゆる牧草の給餌の問題なのですけれども、肉用牛と乳牛については肉とか生牛乳に、放射能の数値があらわれてはだめだということで、牧草の刈り取りをやって保管して給餌はだめだということ。その後のことで、何か使用してもよろしいというようなことありましたと思うのですけれども、肝心なのは一番牧草を必要とするときそれがストップかかったということで、酪農家では本当に大変なことだったので、さあ食べさせてもいい、ところがストップする期間がかなりあった。そういったのの損害などについても、やはりどうなさるつもりなのですか。そういったこともこの機会ですのでお聞きしたいと思います。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 農林課長お答えします。

いわゆる、放射能の放射性物質がかかった牧草については、この大崎地方ですと5月19日以前のものは乳用牛、いわゆる絞る部分に対して、それから肥育牛として出荷する15カ月前までぐらいまでは給与しないでくださいということです。それは、繁殖牛とかあるいは育成牛に対しては給与することは大丈夫ですということです。ただ、今、議員おっしゃったように、酪農家はそれどうするのだということになると思うのですけれども、いわゆるJAグループの東電に対しての損害賠償をする県協議会が立ち上がったということです。その中で、5月19日以前に、ことしの分、草を刈って、あるいは酪農家の皆さんラッピングと言うのですか、それをして保存してますので、その日誌をつけてかかった経費は、先ほど申し上げた県協議会の方を通じて東京電力へ損害賠償の支払いの対象となりますのでということで、今、それを段階で進めているというところでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか。18番、伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 18番です。

2点について質問をします。

最初に、12ページの先ほどもありましたが災害救助費の災害等廃棄物処理委託料損壊家屋解体工事費に関連してなのですが、廃棄物を投棄するのに、一応青木原にそういった場所があるわけなのですが、6月末までにとこの締め切りがあると聞いているのですけれども、それではとても間に合わないのその期間を延期してもらえないかという話があちこちから聞こえているのですけれども、そういった検討の余地はあるのかどうか伺います。

それから、選挙に関してなのですが、先ほども新田議員から質問等がありましたが、例えば

9ページの投票立会人報酬、9ページはなくなったのですね、ごめんなさい、10ページになりました、10ページの投票立会人報酬、それからポスター掲示場設置謝礼等々についてなのですが、最初に投票立会人報酬、これは51人と解釈してよろしいのかどうか。それからポスター掲示場設置謝礼107カ所分と、先ほども説明がありましたが、その107カ所分の謝礼と解釈していいのかどうか、まずお伺いします。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（畠山和幸君） 町民課長お答えします。

地震により発生しました震災ごみにつきましては、3月12日より青木原を仮置き場と設定しまして、3月、4月につきましては毎日、5月、6月につきましては週火・水・木の3日間受けつけてまいりましたけれども、被災家屋の所有者の方からは解体業者の選定とか融資の関係、資金の関係について目途が立たないので延長してくれないかというような相談も持ちかけておりますので、一応町といたしましては9月末日まで延長することに決定しております。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 総務課長お答えします。

投票立会人の関係でございますが、御質問のとおり51人を計上しています。これは同日同時選挙ということで、補欠選挙等プラスになっても51人は変わりません。

今回ふえてますのは、選挙会、開票管理者、別々でその分を増額してます。

それからポスター掲示場107カ所のうち、これにつきましては84カ所分をポスター掲示場の借り上げ謝礼としてみてます。要するに、町有地等に設置する分については、もちろん払うことないわけですので、107カ所のうち84カ所を予算計上させていただいてます。

○議長（一條 光君） 18番、伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 先ほどの廃棄物処分場の延期については、大変よかったなと思っておりますが、委託している処理事業の程度なのですが、どのくらいの事業内容なのかわかれば、とても処理については気になるものですから、処理内容、事業内容がわかればお伺いします。お答えください。

それから、今の選挙の件なのですが、選挙延期に関しまして4月19日に県の選管に回答している中身に、県から聞かれている項目が人員の確保、場所の確保等々があつて、それに町としては投票立会人51人の確保が困難であると答えたとありました。そういう文章を目にすることができました。それから、ポスター掲示場、今は町有地もあるので実際は84カ所分ということなのですが、それが破損しているのが2カ所、それから地権者が不明のため連絡がつかないの

で、実施が困難という回答がありました。立会人51人の確保についても、町民はボランティアとか炊き出しとかに出かけていて確保が難しい、あるいは自治体内での連絡調整が困難という記載がありましたが、そこは事実なのかどうか確認いたします。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（畠山和幸君） 町民課長お答えします。

青木原に搬入されました震災ごみにつきましては、うち64%以上の物が埋め立て可能な物でございます。残りの物について、柱などの木くずとかトタン板とかいろいろあるわけでございますけれども、一応内訳といたしまして最終処分場をお願いすることになります処分費、運搬費、それから労務費、あと家電用品につきましてはリサイクルがきくものについてはリサイクルを行っておるところの業者の引き渡し、そういったものについての経費を見込ませていただいております。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 御質問内容、全くきのうと回答は同じになりますが、そういう形の町の事前の意見書を出したということでございます。間違いございません。ただ、きのう言ったところが抜けている部分がありますけれども、6月5日の町長選挙を1月に決定したと、その準備を進めてあらかじめポスター掲示場であれ、投票立会人であれ、承諾書、立会人であれば、承諾書をいただいて決定して告示するんです、町で。それが40日、50日前。それができないで影響ありますよと、もう既に目の前に迫った中で、その委員会の四、五十日前にあったときにそういう事前調査があったと、これきのうの回答と全く同じですので、それ以上の回答ございません。

○議長（一條 光君） 18番、伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） それでは、ポスター掲示場の地権者は全員確認ができたので、今回は選挙、8月末に可能になったと解釈してよろしいんですね。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 今回、今月早速にもあらかじめの8月28日予定の選挙に向けた委員会を開催して、あらかじめの議案をすべて考えて、先週全ポスター掲示場を確認しました。一緒に、職員、委員長の名を受けて、3名全員でいる方確認して、1件1件確認を取ってます。承諾書も大体内諾いただきました。そういう作業があるということです。四、五十日前。よろしく申し上げます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたし

ます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号平成23年度加美町一般会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第43号平成23年度加美町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第44号 平成23年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（一條 光君） 日程第13、議案第44号平成23年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第44号平成23年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回既定予算に歳入歳出それぞれ2,841万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億7,491万2,000円とする補正予算と地方債の変更を行うものであります。主な内容は、4月26日の臨時議会に議案第40号として下水道施設災害復旧費2,950万円を補正計上しておりますが、それ以降に確認された下水管の蛇行2カ所と下水管布設道路の舗装面沈下や破損等29路線の復旧に係る経費2,800万円を計上するほか、その財源として災害復旧国庫負担金667万円、公営企業災害復旧事業債1,540万円及び一般会計繰入金634万2,000円を計上するものであります。よろしく御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑ございませんか。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） この国庫補助金についてお尋ねをします。

これは国の査定の結果の補助金ですか。それについてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長、お答えいたします。

ここに予算に上げさせていただいております補助金につきましては、実は国の査定が7月13

日に予定していきまして、それでこの予算につきましては60%を対象事業の6割を見込んでいる額でございます。

それで、国の査定を受けまして、最終的に率が決まるわけですがけれども、今の段階では6割を見込んでいるという状況でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号平成23年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第44号平成23年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。